

リサイクルセンター通信

～（仮称）広域リサイクルセンターのお知らせです～

No.2（平成22年11月1日）

発行：寒川町

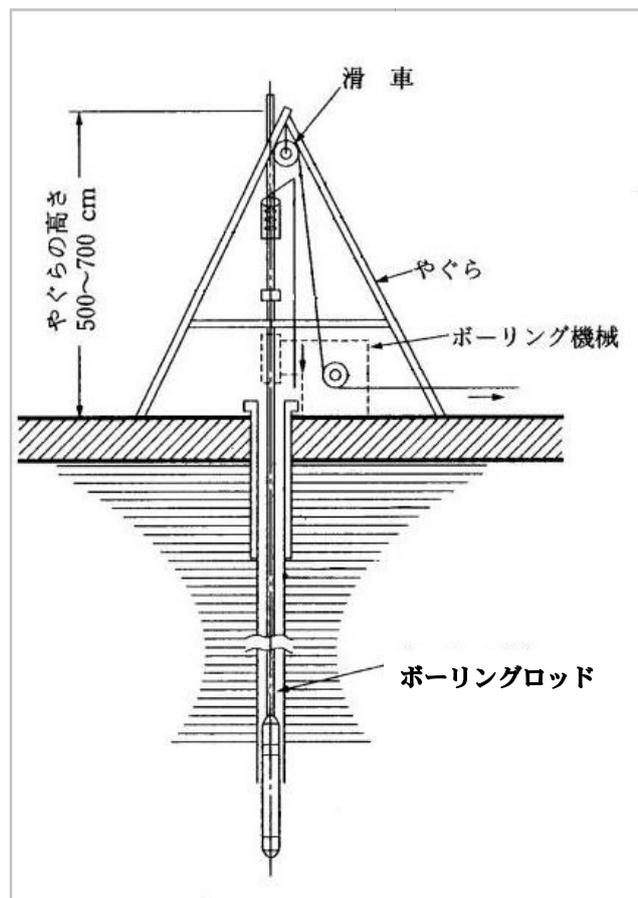
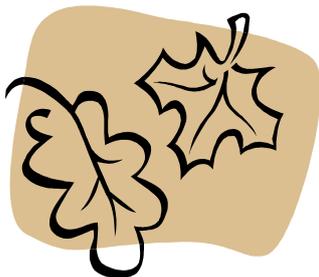
日頃より、町の環境行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、「（仮称）広域リサイクルセンター」の事業は「基本設計」の最終的段階で、今後は基本設計に基づき詳細図面などを作成する「実施設計」の段階へと進んでまいります。

また、（仮称）広域リサイクルセンター建設予定地の地質調査を11月上旬に行います。この調査は建築物の建築に先立ち、地盤の状況などを把握するために行う調査ですので、今後予定する建設工事とは異なるものです。この調査の概要につきましては、次のとおりとなりますので、引き続き皆様方のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

建設予定地の地質調査を行います

今回の調査では、地下38mまで直径約7cmのボーリングロッドを地中に打込み、地質や地盤の固さ、地下水の位置等を調べ、建物の基礎を設計するための資料とします。調査期間は、11月上旬から約10日間の予定で、調査中は右図のようなボーリングマシーンを組立てて作業を行ってまいります。



（うら面もご覧ください）

Q&A リサイクルセンターに関わる問題についてお答えします。

Q:リサイクルセンターの搬出入車両について、その安全対策はどのようなの？

A:この施設では、びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、廃食用油を資源物として収集する車（2 t車）と、リサイクル事業者が引取りにくる車（10 t車）の出入りがあります。これらの車両は主に目久尻川沿いの町道を通ることとしますが、歩行者の方々への安全対策として、次のとおり講じてまいります。

- ・旭橋に歩行者専用の人道橋を併設します。
- ・旭が丘中学校への横断歩道の再塗装を茅ヶ崎警察署へ要望します。
- ・旭橋人道橋が交差する目久尻川沿い町道部分に道路鋸等の設置を検討します。
- ・目久尻川沿い町道の一部を緑色等に着色し、歩行者の安全確保を促すとともに10 t車が一般車両の通行を妨げないよう、退避所を設置します。

（次回は、施設の具体的な内容について、順次ご紹介いたします。）

リサイクル雑学 ～リサイクルに関する一般的な事柄をご紹介します。

「容器包装リサイクル法」※の対象となる容器包装、マーク、リサイクル製品の例です。

* 金属	アルミ缶	スチール缶	
	 ①	 ②	→①アルミ原料 →②製鉄原料

* ガラス	無色、茶色のガラスびん その他の色のガラスびん	→ ガラスびん原料 → 建築資材等
--------------	----------------------------	----------------------

* 紙	飲料用 紙製容器包装 段ボール	→ 製紙原料、建築資材*、 固形燃料等* (*紙製容器包装のみ)
	  	

* プラスチック	PET ボトル プラスチック製容器包装	→①プラスチック原料 繊維、 シート、ボトル等 →②プラスチック製品 燃料等
	 ①  ②	

※「容器包装リサイクル法」とは、家庭から排出される廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため定められた法律のことです。

(環境省ホームページ「容器包装リサイクル法の概要」より抜粋)



編集：寒川町町民環境部環境課広域リサイクルセンター整備担当
TEL：0467(74)5547 Fax：0467(74)1385
E-mail：kankyou@town.samukawa.kanagawa.jp